

令和元年10月31日

# 第8期高松市高齢者保健福祉計画の策定について

## 1 趣旨

本市では、高齢者の保健福祉サービスの体系的な推進、介護保険の円滑な実施のため、「第7期高松市高齢者保健福祉計画」を策定し、同計画に基づいて、高齢者の保健福祉等の充実に取り組んでいる。

この計画の計画期間が、令和2年度末をもって満了することから、国の動向や本市の高齢者の現状・課題などを見極めながら、令和3年度から始まる「第8期高松市高齢者保健福祉計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画

介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画

上記2つの計画を合わせて「高松市高齢者保健福祉計画」として一体的に策定する。

### 高松市高齢者保健福祉計画 (老人福祉法に基づく老人福祉計画)

#### 【高齢者保健福祉事業に関する総合的な計画】

- ・確保すべき老人福祉事業の量の目標
- ・老人福祉事業の量の確保の方策

#### 介護保険事業計画【介護保険法第117条】

- ・3年を1期とする
- ・日常生活圏域の設定
- ・日常生活圏域ごとの地域密着型サービスに係る必要利用定員総数と確保の方策
- ・介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量と見込量確保の方策
- ・地域支援事業の費用額、見込量と見込量の確保の方策
- ・介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付の費用額、地域支援事業の量、地域支援事業の費用額及び保険料の水準に関する中長期的な推計 等

※老人福祉計画と介護保険事業計画は、一体のものとして作成されなければならない

## 3 計画期間

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間

## 4 計画策定の進め方

○第7期高松市高齢者保健福祉計画の実績

○第8期高松市高齢者保健福祉計画策定基礎調査

要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況の把握

介護者の就労継続や在宅生活の継続に効果的なサービス利用等を把握

○他地域や全国の給付状況、サービスのバランス等との比較



○地域包括ケア「見える化」システム

これらを踏まえて施策に反映する